

琉球家譜と対中国外交

1) 大城直也

The Ryukyuan Genealogies and Sino-Ryukyuan

Diplomacy

Naoya OSHIRO 1)

はじめに

令和七年、沖縄県・那覇市が所有する「琉球家譜」(以下、家譜)と「琉球家譜関係文書」が国の重要文化財へ指定された。家譜は諸士の各家にかかる履歴であり、士身分を証明する文書であった。

そもそも家譜は、近世琉球において編纂されたものであり、これらで主として国内の身分秩序¹⁾や門中形成²⁾の観点から研究が進められてきた。とりわけ家譜の成立過程や書式、記載内容の検討を通じて、家譜が琉球社会における身分制と深く結びついていたことは、すでに田名真之氏によって明らかにされている³⁾。田名氏の家譜研究は史料批判を通じて、その信頼性や編纂過程を明らかにした点で大きな成果と言えよう。この研究によって、歴史史料としての「家譜」が確立したからである。

ただし、これまでの先行研究では、家譜を静態的な史料として捉える傾向が強かったように思われる。例えば、王国を取り巻く対外関係との関わりにおいて、家譜がいかなる役割を果たしていたのか。こうした点については、十分に論じられてきたとは言いがたい。近年、麻生伸一氏が冊封儀礼について検討していく中で、史書・家譜について部分的な言及があるのみである。

そこで本稿では、近世琉球における対中国外交、とりわけ冊封使との関係に着目し、琉球家譜がその中でどのような機能を担っていたのかを検討することを目的としたい。具体的には、①首里王府による家

譜の編纂状況、②王府の活用状況を確認した上で、③家譜が対中国外交の中でどのような役割を帯びていたのか。この点を検討することで、家譜を国内秩序の枠内にとどまらず、対外関係との関わりの中で捉えなおし、対中国外交の中から、家譜のもう一つの役割について考えてみたい。

一 琉球家譜の概要

まず、琉球家譜の編纂について概観しておきたい。先行研究によれば、琉球家譜の編纂は四度あったことが指摘されている⁴⁾。

① 順治七(一六五〇)年に羽地朝秀による『中山世鑑』の編纂がその契機であったこと。

② 康熙九(一六七〇)年になると、羽地朝秀による諸士への系図家譜の提出を命じたこと。

③ 大里王子朝亮が家譜の総裁役となり、系図改正を行っていたこと。ただし、『琉球国旧記』によれば、大里朝亮が病で倒れたことにより、本事業は頓挫したことになる。

以上のような流れを受けて、本格的な家譜の編纂はスタートしていった。王府による家譜編集令は、康熙二八(一六八九)年に行われた。それは御系図座という部署が設置され、家譜の管理・保管を行うようになったのである。

この編集令の際に、家譜は二部作成され、一部は御系図座に保管、もう一部は各家に「首里之印」を押し頒賜した。これは、王府の認定を示すものであり、このことによって、公文書としての性格を持つことになったのである。さらに、家譜は五年に一度、追加編集(「仕次」)が行われ、内容の更新を行ったのである。

1) 沖縄県立博物館・美術館 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 3-1-1

Okinawa Prefectural Museum & Art Museum, 3-1-1, Omoromachi, Naha, Okinawa 900-0006, Japan

さて、次に家譜の書式について見ていこう。まず、久米村系家譜と首里・那覇・泊系家譜の書式は大きく違っている。まず、久米村土の家譜は唐系格である。これは中国の族譜・宗譜に倣った編集方法と指摘されている。そのため、書式も唐系格であった。唐系格は五世代で一組とされており、世代順に上から下へと記されている。また、首里系などとは違つて、代々一字を継承する名乗りなどは持つていない。ただし、唐名の実名部分である「諱」で記されていた。

それに対して、首里・那覇・泊系は当初は和系格であった。和系格は系図を上から下、下から上へと横にずらしながら繋いでいる。また世代を記していない。記録では室(妻)・子どもの記載はないのも特徴的である。それが、次第に一八世紀中葉から和系格から唐系格へ変化するのである。

ところで、琉球の士で主流となつた唐系格の家譜について、その構成は三段階で成立している。第一は序文である。門中の和睦を目的と考えられ、家譜を編纂した目的が記されている。この部分は御系図座の審査対象外だつたと思われ、系祖などの先祖に関わる由来がまとめられている。また、この序文は門中の始まりとなる本家の家譜に多いのも特徴的である。第二は世系図である。概ね五世代ごとに記されており、一枚目には「首里之印」が押されている。また、兄弟の配列は昭穆を意識して構成されており、長男・長女が真ん中に建てられており、誕生順に左・右・左・右と順に配列されている。また、配列された兄弟姉妹の両端には「系紀之印」・「系紀封印」という印が押されている。これは、個人による勝手な書き継ぎを防ぐ狙いがあつたと考えられる。第三は家譜記録である。家譜記録には、久米村系の場合は、項目別に書かれており、首里・那覇・泊系だと王代ごとに記録されている。そこには、家族構成・位階・褒賞記事・領地関係などが書かれている。それらはどれも「仕次」を行う際に、証拠書類(任職文書など)が無ければ書き記すことができなかつたのである。

さて、前段でも述べたとおり、琉球家譜の成立は、王府にとつて家臣団の把握が目的であつた。家譜成立以前は、琉球国王の名で発給される「琉球辞令書」⁷によつて諸士の統制を図つていた。したがつて、琉球家

譜の成立は、旧来の「琉球辞令書」による編成方式、琉球国王が各人ごとに地位を安堵していたのに対して、家筋・家という社会組織そのものの地位を系図家譜によつて認定する方針へ転換したことを意味するものであつた。

ところで、一六八九年に制度化された家譜の編纂は、当初どういふ状況であつたのであろうか。いくつかの史料から、その状況を検討してみたい。

まず、那覇の行政機関である親見世で編纂された「乾隆四年 親見世日記」の収録記事には、次のようにある。

【史料1】⁸

諸士家譜仕次之儀、冊分ケ不仕内者系本より一手二總可差出之處、系内之者銘々相調冊数差出、或ハ仕次之格式不案内之方も有之、調部方二差支之為、系主ニテ相調候而相調印形ニテ可差出事、

本史料は、御系図座中取から町方(那覇・久米村など)へ下達したものである。それによれば、本家から分家する際に作る冊分を行わない間は、本家を取りまとめ御系図座へ提出するところ、一部の者がそれぞれ系図座へ提出していること。また、仕次の形式も理解しておらず提出しているケースもあり、御系図座での審査に支障が出ているため、事前に、本家の者が精査を行い提出すること、とある。

また、関連して次のような記事も見いだせる。

【史料2】⁹

一、唐系・和系、或ハかな交、届次第被仰付置候、然者仕次之調様不案内之方も有之、調部方二差支申候間、各系格見合相調可差出事、

【史料2】によれば、家譜の書式について唐系格・和系格・かな交じり御系図座へ提出を行い許可されていたが、仕次の書式について理解していない者がおり、御系図座での審査に支障が出ている。そのため、各々の書式について確認を行い提出すること、とある。

これら二つの史料は、家譜の編纂直後の士社会における家譜への認識

が分かる興味深い史料である。ここで二つの点を指摘しておきたい。

第一は、家譜を申請するにあたって、和系・唐系が平行しながらも「かな交」じりで作成された家譜が許可されていたのだろうか¹¹。先行研究では、家譜の書式について和系格から唐系格へと変更した点が強調されているが、王府の命によって家譜の編纂が行われた当初、家譜の書式は定まっておらず、三種類のバリエーションがあったのだろうか。となれば、和系格・唐系格がある一方で、「かな交」の系格もあり、それが御系図座で認可されていたのであろう。ただし、「かな交」格の家譜はこれまで発見されておらず、詳細は不明であり、今後の検討課題と言える。

第二は、諸士全体まで家譜の手続き方法を理解していなかった点である。それによって無用な作業が多くなり、御系図座の業務が逼迫した事態が生じていた。このことは、士社会の中で、家譜制度が未成熟だったことを示している。

それでは、こうした問題によって何が生じるだろうか。すなわち、身分を超える不正編入という問題が生まれたと思われる。とりわけ、百姓による士身分への不正編入をする行為が行われたと推論される。史料では「掠入」と呼ばれる行為である¹²。

そのような中で、家譜を所管する御系図座はどのように対処したのであろうか。関係史料を見ていくと、一八世紀から一九世紀にかけて、系図座では臨時職員を含めた職員の増員を行っている。例えば「向姓家譜湧川家」十世朝根の譜を掲げてみよう。

【史料3】¹³

御系図座之儀、諸士之系録仕次調部方数十年相滞候付而、当日中取三人迄二者者、急度取調難成万事支罷成事候、依之中取三人之外一節調部方加勢拾貳人相立、仕次調部方相勤させ：

これは、十世朝根が雍正六（一七二八）年に御系図座の中取へ任職された際の記事に添付されている収録文書である。それによれば、御系図座で行う記事の追加（「仕次」）について、御系図座ではそのチェック作業が数十年滞っているという。そのため、中取を三人に増員したが、そ

れでも対処ができず臨時の「加勢」一二人増員をした云々とある。こうした御系図座におけるチェック作業が滞っている点は乾隆期にも継続していたようである。「毛姓家譜 大工廻家」の八世安篤の譜には次のようにある。

【史料4】¹⁴

覚

御系図中取

志喜屋里之子親雲上

右者此節代合仕管候處、諸士系録仕次之儀、十年餘相滞候方茂有之、調部方不仕候而不叶事二而、加勢中取等申付相勤候最中代合仕候而八差支候由二而、御系図惣奉行被申出趣有之候間、今一詰勤越被仰付被下度奉存候事、

十二月昨日

本史料は志喜屋里之子親雲上安篤が乾隆三六（一七七一）年に御系図中取へ任職された際の収録文書である。本来ならば、御系図中取の任を交替しなければならなかった。しかし、冒頭の「諸士系録仕次之儀、十年餘相滞候方茂有之、調部方不仕候而不叶事二而」とある。このことは、家譜へ追加記事の申請を行う「仕次」への対処について、御系図座では滞っていた状況であったと言えよう。

以上のように、一八世紀から一九世紀にかけて御系図座における家譜のチェック作業が滞っていたのである。しかし、御系図座は職員の増員と査証の強化を行ったが、それでも大幅な改善は見られなかった。

さて、こうした御系図座の対応をどのように考えたら良いだろうか。当時の士社会で家譜編纂手続きに対し、苦慮していたとも理解できる。ただし、こうした系図座による業務の遅延は、むしろ王府が家譜へ掲載する情報を安易に認めず、厳格な検証を試みていたと理解すべきであろう。すなわち、王府は正しい記録としての家譜の編纂を目指した証左である。

二 首里王府による家譜の活用

次に、正しい記録として編纂された琉球家譜は、首里王府の内政にとって、どのような役割を有していたのか。すでに先行研究で明らかにされているが、諸士の跡目相続と正史の編纂を例に確認しておこう。

(一) 諸士の跡目相続

諸士は家格や当人の努力によつて領地が割り当てられていた。王府より下賜された領地は、家督相続の対象となり、子・孫への相続の対象となっていた。例えば、王府の法令には次の様にある。

【史料5】¹⁵

一、家督之儀ハ、各勲功次第高減少、又ハ地頭所被召揚者モ有之候故、例格差究候者ハ御双紙庫理ヨリ相考申出、例格難究者ハ申口中へ僉議申渡上、三司官相談ヲ遂ケ、言上仕事、

【史料5】によれば、家督については勲功の増減によつて地頭所が取り上げられるため、判断が付くものは御双紙庫理、判断が難しいものは申口方へ僉議を申請し、三司官へ報告のうえ、琉球国王へ言上すること、とある。これは、跡目相続の一連の過程を指している。それでは、王府による跡目相続の審議状況について紹介したい。

【史料6】¹⁶

僉議

慶佐次親雲上相果候付、跡地頭嫡子慶佐次筑登之親雲上江被成下度旨、一門中親類願出有之吟味被仰付、家譜等相糺申談候趣、左二申上候、

祖父 小橋川親雲上

- 一、金御蔵主部
- 一、大臺所大主部

一、

尚益様御殿御普請之時、仮木奉行筆者

…(中略)…

父 小橋川親雲上

一、下庫理小赤頭

一、勘定座筆者

一、同大屋子

…(中略)…

子 慶佐次親雲上

一、下庫理花当

一、同筑登之

一、世持富筑登之

一、寺社座筆者

一、御料理座大屋子

一、父為跡目久志間切慶佐次地頭所

一、小細工奉行所筆者

右之通、家譜相見得申候、然者祖父小橋川親雲上勲功を以、四代

迄地頭所相続可被仰付哉、餘例相糺候處…

本史料は、王府の文書「跡目僉議」に収録されている一事例である。

ここでは、慶佐次親雲上が亡くなったため、地頭地を嫡子の慶佐次筑登之親雲上へ与えるよう、一門・親類から評定所へ申請を行ったものである。その中で、傍線部の「家譜等相糺申談候趣…」とあるように、評定所内では家譜用いて功績を審議しているのである。そして次に列挙した功績は、家譜記録に記載されている職歴となる。

ここでは、跡目相続の手続きについては立ち入らないが、家譜に着目すると諸士にとって重要な地頭地の相続は、【史料5】にもある様に判断が難しいものは申口方で行っていた。その際に判断する素材となつたのが家譜であつた。

(二) 正史の編纂

さて、一七世紀末から一八世紀にかけて、王府による史書編纂事業が行われていく。その嚆矢は、一六五〇年に羽地朝秀によつて編集した『中山世鑑』がきっかけであつた。次に、一六九六年〜一六九九年の間で

取り組まれた蔡鐸の『中山世譜』、次いで蔡鐸本『中山世譜』である。そして最後に編纂されたのが『球陽』であった。

蔡温の頃になると、蔡鐸本『中山世譜』をベースに冊封使側の記録である『中山沿革志』や諸士の家譜が出揃っていた時期であった。そのため、蔡温による『中山世譜』は、いくつか家譜記録を情報源とした記事の改訂が行われているのである。

例えば、島村幸一氏によって指摘されているが、阿摩和利・護佐丸の人物に関する記事についてである¹⁷。この二人は、琉球史の中で一五世紀半ばに起きた「護佐丸・阿摩和利の乱」で知られる二人である。この評価は、「逆臣阿摩和利、忠臣護佐丸」とするが、こうした評価に至るには、家譜が大きく関係していた。すなわち、蔡鐸本『中山世譜』では、「逆臣阿摩和利、忠臣護佐丸」と位置付けられ、その出来事について淡々と叙述されているのに対して、蔡温本『中山世譜』では、「夏姓家譜」の序文を大きく反映させ、その一連の出来事について詳細に記録しているのである。ただし、家譜の序文をそのまま反映させている訳ではなく、編集者の蔡温の歴史観によって、採るべき記事・採らない記事があった。その大きな違いは、国王に対する忠義については採用しているが、夏姓一族の英雄譚については正史には採用されていないのである。そこには、正史という特徴のため、国家・国王に関わる記事の部分を採録したのである。

この他にも、同じく御系図座で編集していた『球陽』にも家譜記録からの採用と考えられるものもある。少し具体的な事例を紹介しよう。

【史料7】¹⁸

毛嗣義始授御右筆

毛嗣義安里里之子親雲上清盈、実授此職。未詳何代而始焉。今、按諸家譜、但見毛嗣義、曾任御右筆也。

【史料8】¹⁹

六年、額續賢実授金庫理

今、按諸家譜、但額續賢喜舍場親雲上惠安、曾任此職。未詳何世而興廢也。

【史料7】と【史料8】は、『球陽』に採録されている記事である。まず、【史料7】は、国王の書状等を筆記する役である御右筆について、いつ頃から設置されたかは不明である。ただし、家譜を調べていくと、毛嗣義安里里之子親雲上清盈が任職されたことが判明した、とある。また、【史料8】は、那覇親見世に設置された蔵の管理である「金庫理」に関わる記事である。それには、諸家譜を調べると、額續賢喜舍場親雲上惠安が任職されているが、いつこの役職が廃止されたか不明である、とある。この二つの記事からも分かる通り、『球陽』の記事選択において、傍線部の「諸家譜を按ずるに…」とあることから、家譜を点検して採録しているのである。正史の『中山世譜』や『球陽』は、王府の部署では御系図座が担当していた。前章でも述べたが、家譜の編纂も御系図座であった。そのことは、正史編纂へ活用される資料の情報源について家譜を用いるのは、非常に合理的であったのである。

このことは、家譜が家の履歴を記録するものであったが、後に王府の史書編纂事業の中で、情報の供給源とも機能することになった。

以上、王府による家譜の活用状況について概略した。このことから、家譜は王府の内政運営において実際に参照・活用された史料であり、それは王府の判断を支える根拠として機能していた。したがって、家譜は単なる家の記録ではなく、王国の統治を支える行政文書であったのである。

三 对中国外交と家譜

これまで見てきたように、家譜は王府にとって信頼たる文書であった。それでは、最後にやや視点を変えて琉球王国の対外関係と家譜について考えてみたい。ここでの対外関係とは、中国（清朝）である。中国と琉球王国は、冊封・進貢体制を構築しており、琉球国王の即位には、中国皇帝による冊封が必要であった。中国と海を隔てている琉球には、冊封使節団が渡来し、首里城の中で冊封儀式を行っていた。この对中国外交の中で家譜はどのように見いだせるか。以下に検討していこう。

まず、冊封使は琉球へ渡来し、おおむね半年ほど滞在している。その中で、滞在中に家譜を見られる可能性があることについて、王府の冠船

奉行から町方（首里・那覇・泊・久米村）へ次のことについて通達があった。尚育が冊封される道光一八（一八三八）年を事例に見てみよう。

【史料9】²⁰

- 一、和書之内、御当地より日本へ通融之儀共相記置候等たう人江見せ間敷事、
- 一、御国元之衆江取遣之書状、右同断、
- 一、上国人日記其外御国元江相掛候書付・願、右同断、
- 一、諸人系録之内、上国之段相記置候願、右同断、

これは、滞在中の中国人達が町方居住の士たちと交流を持った際に、注意すべきことを下達したものである。それは、琉球が日本人との交流を示す書物や書状について隠ぺいすることを指示している。その中で、傍線部にもあるように「諸人系録之内」とあるが、これは諸士の家譜記録を指している。琉球の諸士は公務によって、薩摩などの日本へ上国する場合が多々ある。すなわち、それに係る記録を中国へ見られることは、日本との関係が露見する恐れがあった。そのため、王府は町方居住の士へ隠ぺいの指示を下達したのである。

この他にも、次の指示も注目される。琉球の諸士の内、对中国外交の中心を担ったのが久米村士であった。そのため、久米村の士を対象に次の通達があった（朱書きはゴシック）。すでに、麻生伸一氏によって指摘されているが²¹、次に紹介したい。

【史料10】²²

戊当年十月四日

勅使様より久米村人系図御用有之候付、調方之上差障候儀者相除差上候様申渡候事、

本史料は「丙寅冠船付事抜」に収録されているものである。おそらく、同治五（一八六六）年の尚泰王冊封の冠船が渡来した際に、琉球国内で注意すべきことを抜き書きし、整理したものである。その中で、中国より渡来した「閩人三十六姓」をルーツに持つ久米村士は、中国の冊封使より家譜の確認が行われていたことがあった²³。それを考慮してか、王府

は久米村士に対して【史料10】のことを下達し注意を促したのである。すなわち、【史料9】にも係るが、久米村士は公務によって日本へも行くケースがある。それは功績として家譜へ記録されるが、そのまま冊封使へ見せると、日本との関係が露見する恐れがあったのである。そのため、日本関係の記事について削除することを命じたのである。こうした作業は何を意味しているだろうか。すなわち、家譜は冊封使にとつて閲覧されうる文書であったのである。そして、王府はそれを意識しており、冊封使閲覧用の家譜の作成まで至ったのである。

ところで、家譜は諸士の系譜になるが、尚王家の譜としての『中山世譜』がある。興味深い事例として少し紹介したい。徐葆光の『中山傳信録』には尚王家に関して次のように見える。

【史料11】²⁴

首里四大姓、向・翁・毛・馬。向氏、即国王尚姓之別族少遠則稱向以別之。故世世不與王家通婚。其本國者、與王家婚姻者、惟翁・毛・馬三家、世為王舅法司。

『中山傳信録』によれば、首里の四大姓として、向・翁・毛・馬氏であり、向氏は国王の尚姓の別族であり、向を称して区別する。それ故、王家と通婚をしない。琉球国では翁氏・毛氏・馬氏の三家が王家と婚姻を結び、代々三司官（「法司」）となる、とある。

こうした点については、嘉慶五（一八〇五）年に渡来した李鼎元の『使琉球紀』にも見え、王府は【史料11】のように「尚」と「向」は別々の一族であるが、婚姻関係はないと説明をしている²⁵。

このことは、何を意味するであろうか。すでに先行研究でも指摘されている通り、尚王家による同姓不婚の演出をしているのである²⁶。尚王家は『中山世譜』からも分かる通り、同じ「向氏」の出自を持つ人たちに由来する婚姻関係が構築されていた。しかし、それでは中国で忌諱する習俗である同姓不婚について受容していかなかったことを意味する。そのため、王府ではいくつに対策を講じていたのである。その一つが冊封使閲覧用の『中山世譜』である。すなわち、「冠船御世譜」である²⁷。とりわけ、王家の婚姻関係を持つ「向氏」の出自を持つ妃たちの出自について、わ

ざと違う氏を用意していた。これは、王府による同姓不婚の画策であったのである²⁸。

こうした同姓不婚について、小熊誠氏も指摘している通り、久米村士は同姓不婚を遵守していた²⁹。しかし、小熊氏も触れているが同姓不婚を破っているケースも少々存在している³⁰。恐らく、【史料10】にある久米村家譜の改変は、日本関係記事の削除と、「冠船御世譜」のような同姓不婚の演出も合わせて行っていたのではないだろうか。それはすなわち、尚王家という上位から、諸士まで演出を行うことによって、儒教文化を受容している意志表明であったと考えられる。

したがって、近世琉球における家譜の持つもう一つの側面としては、冊封という対外的な空間を意識して再編纂・調整された文書であったと位置づけることができよう。すなわち、家譜は正史と同様に、冊封使の閲覧を想定しつつ琉球王国の内実を不可視化・中国へ忠順な朝貢国琉球を演出する役割を担っていたのである。

おわりに

以上、琉球家譜は、厳格な御系図座の管理によって構築された信頼性を背景に持ちつつ、冊封使閲覧用の家譜を用意することで、外交上の演出する役割を有していたと指摘したい。そこには、中国（清朝）が家譜を見るところで、対日本関係の隠蔽と同時に、儒教文化の受容を演出してきたのではないだろうか。この点は、琉球家譜の動態的な点と言えよう。さらに一步踏み込んで述べると、右について言えば、正史と同様に家譜は、対中国外交の中で問題を起こさないように、王国の生存戦略を支えた可変的な記録でもあったのである。

このように、王府によって編纂された琉球家譜は、単なる家の系図ではなく、王国にとって内政・外交ともに多面的な役割を有していた。したがって、東アジア世界の系図文化の中で、こうした点は琉球家譜の特質すべき事柄と言えよう。

1 田名真之「身分制―士と農」(『新琉球史 近世編(下)』琉球新報社、

一九九〇年)。

2 渡口真清「系図と門中」(『沖繩文化』第二五号)、田名真之「沖繩近世史の諸相」(ひるぎ社、一九九二年)、同「琉球家譜の成立と門中」(『シリーズ歴史学の現在 系図が語る世界史』青木書店、二〇〇二年)、小熊誠「沖繩における門中の歴史民俗的研究」(第一書房、二〇二三年)、武井基晃「系図をつなぐ―屋取集落の士族系門中による系図作成の実例」(『沖繩文化研究』第三八号二〇二一年)、同「姓の継承・創設―近世琉球の士の制度と近代沖繩のシジタダシ」(小浜正子ほか編『東アジアは「儒教社会」か? アジア家族の変容』京都大学学術出版会、二〇二二年)。

3 田名真之「琉球家譜の成立とその意義」(前掲注(2)) 田名著書、初出一九七九年)。

4 麻生伸一「一八、一九世紀における琉球国の外交儀礼―起請文と冠船に関する儀礼を中心に―」(『歴史学研究』No. 一〇四七、二〇二四年)。

5 前掲注(3) 田名論文。

6 那覇市歴史博物館編『令和七年度那覇市歴史博物館 重要文化財指定答申記念 特別展 琉球家譜』(那覇市歴史博物館、二〇二五年)。

7 いわゆる琉球辞令書と言われる文書である。近年では「琉球国王朱印状」という呼称も使用されている。そのため本稿では「琉球辞令書」を用いる。

8 「乾隆四年 親見世日記」(『国立台湾大学図書館典藏 琉球関係史料集成 第一巻』国立台湾大学図書館、二〇一三年)。

9 前掲注(8)「乾隆四年 親見世日記」。

10 田名真之「琉球家譜にみる中国文化・思想の影響」(前掲注(2)) 田名著書所収)。

11 ところで、【史料2】に見える「かな交」とは何であろうか。和系格は、世系図が大和風の系図の記し方である一方、家譜記録は漢文体である。前章でも紹介したように、家譜編集令が出る以前も三度に渡る編纂が行われていた。特に、②の羽地朝秀によって行われた家譜編纂時の形式はどのようなものであったのであろうか。この頃、羽地朝秀が編纂した正史として『中山世鑑』がある。『中山世鑑』は

序論・総論を除くと、本文記事は和文体で記されている特徴がある。となれば、家譜編纂の最初期に作成された家譜の形式は、『中山世鑑』のような和文体で、これが【史料2】の「かな交」を指しているのではないだろうか。つまり、羽地朝秀の段階で作成した家譜の形式（「かな交」が、【史料2】の乾隆期まで運用されていた、と本稿では推測し、行論を進めている）。

12 「掠入」については、渡辺美季「近世琉球の社会と身分―家譜という特権―」（大西秀之ほか編『東アジア内海世界の交流史―周縁地域における社会制度の形成―』人文書院、二〇〇八年）、伊集守道「近世琉球の「掠入」と生子証文の機能」（『沖縄文化研究』第五〇号、二〇二三年）。

13 十世朝根の譜「向姓家譜 湧川家」（沖縄県立博物館・美術館所蔵）

14 八世安篤の譜「毛姓家譜 大工廻家」（『那覇市史資料篇家譜資料（一）』那覇市役所、一九七六年）。

15 『百里王府法令之部』（豊見山和行編『1999（平成11）年・2000（同12）度 文部科学省科学研究費補助金基盤研究（C）（2） 研究成果報告書 課題番号11610348 琉球王国法制史史料の基礎的研究』琉球大学教育学部、二〇〇一年）。

16 尚家文書四三三三号「嘉慶十一年より道光七年迄 跡目僉議 地頭持評定所」（那覇市歴史博物館所蔵）。

17 島村幸一「琉球の「歴史」記述―夏氏（内嶺家）・毛氏（豊見城家）の家譜記事と正史記述を中心に―」（『立正大学大学院紀要』第二九号、二〇一三年）。

18 尚豊王三年の条『球陽 原文編』（角川書店一九七四年、二二二頁）。

19 尚豊王六年の条（前掲注（18）『球陽 原文編』二二三頁）。

20 尚家文書六五号「冠船付廻文」（那覇市歴史博物館所蔵）。

21 前掲注（4）麻生論文。

22 尚家文書一三八号「丙寅冠船付事抜」（那覇市歴史博物館所蔵）。

23 例えば、徐葆光「中山傳信録」でも久米村系の家譜を確認し、世系図を引用している（『那覇市史 資料篇第一卷三 冊封使録関係資料 原文編』那覇市役所、一九七七年）。

24 前掲注（23）、「中山傳信録」。

25 「使琉球紀」（『那覇市史 資料篇第一卷3 冊封使録関係資料 原文編』那覇市役所、1977年）

26 前掲注（3）田名論文、前掲注（4）麻生論文。

27 前掲注（4）麻生論文。大城直也『中山世譜』と「冠船御世譜」に関する一試論（『沖縄県立博物館・美術館 博物館紀要』第一八号、二〇二五年）。

28 前掲注（27）拙稿。

29 小熊誠「近世琉球の士族門中における姓の受容と同姓不結」（前掲注（2）小熊著書）。

30 小熊誠氏が分析した久米村系「毛氏家譜」には、一一〇件の婚姻関係の内、一例のみ同姓不婚が確認されることを指摘する。ただし、他の久米村系門中ではどうか。今後検討する必要がある（同「士族門中」（沖縄県教育庁文化財課史料編集班編『沖縄県史 各論編第九巻 民俗』沖縄県教育委員会、二〇二〇年、二五一頁）。